千葉市新港清掃工場
長期責任型運営維持管理事業

入　札　説　明　書

平成２２年5月１４日

千　　　葉　　　市

千葉市新港清掃工場長期責任型運営維持管理事業　入札説明書
目　次

本入札説明書は、「千葉市新港清掃工場長期責任型運営維持管理事業」（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者を総合評価一般競争入札により選定するにあたり適用されるものであり、本事業に係る入札の公告に基づく民間事業者の選定等については、関係法令に定めるもののほか、募集要項（入札説明書、要求水準書、基本契約書案、事業契約書案、様式集、参考資料）によるものとする。

本事業に係る入札に参加することを希望する者は、募集要項に記載された民間事業者の役割を十分理解した上で、募集要項に沿って、本事業の目的に合った条件で、応募資料の作成等を行うものとする。

なお、本事業は WTO 政府調達協定の対象であり、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）が適用されるものである。

1　公告日

平成 22 年 5 月 14 日

2　発注者

千葉市長　　熊谷　俊人

3　担当部局等

（１）担当部局及びその連絡先

本入札において、本事業の事務及び入札手続を担当する部局（以下「担当部局」という。）は、以下のとおりとする。

千葉市　環境局　環境事業部　施設課
住所　〒260-8722　千葉市中央区千葉港２番１号
千葉中央コミュニティセンター３階
TEL　043-245-5243
FAX　043-245-5473
電子メール　shisetsu.ENO@city.chiba.lg.jp
ホームページ　http://www.city.chiba.jp/kankyo/kankyojigyo/shisetsu/

（２）現地事務所

本入札において、参考資料の配布、閲覧及び見学を行う場所（以下「現地事務所」という。）は、以下のとおりとする。

千葉市新港清掃工場　（４階事務室２）
住所　〒261-0002　千葉市美浜区新港 226-1
TEL　043-242-3366

（３）アドバイザー

担当部局の行う事務に対する助言を行うものとして、以下のアドバイザーを置く。

① 株式会社日本総合研究所
② 西村あさひ法律事務所

4　事業概要

本事業は、事業者として選定された企業又は企業グループ（以下「受託者」という。）に、市が収集する可燃ごみ（以下「収集ごみ」という。）、市及び市民等が直接搬入する可燃ごみ（以下「持込ごみ」という。）、市の許可業者が搬入する可燃ごみ（以下「許可ごみ」という。）及び粗大ごみの破砕可燃残渣（以下、収集ごみ、持込ごみ、許可ごみ及び破砕可燃残渣を含めて「一般廃棄物」といい、一般廃棄物のうち、処理不適物を除いたものを「処理対象物」という。）等の処理を行うため、本件施設の運転、ユーティリティの確保、日常点検、定期点検、部品等の調達、補修等（以下「運営維持管理業務」という。）を委託するものである。

市は、受託者が運営維持管理業務を行う期間（以下「運営期間」という。）にわたって本件施設を所有し、受託者は特別目的会社を設立し、本件施設を運営維持管理するものとする。受託者は、本件施設の運営維持管理業務に必要な調達を自ら行うものとするが、要求水準書の別紙 2 に示す施工企業からの調達が必要となる部品（以下「特定部品」という。）の調達に際し、施工企業の協力を求めることができるものとする。また、特定部品の定期点検、補修についても、自ら調達を行うことが困難な場合、施工企業の協力により合理的な条件で調達することができるものとする。

受託者は、本件施設の既存の運転事業者（以下「既存運転事業者」という。）から円滑に業務を引継ぐために必要な準備を行う期間（以下「事業準備期間」という。）にて、既存運転事業者等からの引継を行う。また、受託者が本件施設にかかる募集要項の記載内容と本件施設の現況との間に著しい乖離を発見した場合、これら乖離に基づく費用負担等を市へ請求できる期間（以下「乖離請求期間」という。）を設定する。

本件施設は、平成 14 年 12 月に供用開始されて以降、7 年経過しており、現在まで本件施設の基本性能を発揮し、安全に稼動している施設である。

本事業は、市から、平成 23 年 4 月から平成 30 年 3 月までの 7 年間にわたり、本件施設の運営維持管理業務を委託する事業である。

（１）事業名称

千葉市新港清掃工場長期責任型運営維持管理事業

（２）事業場所

千葉市新港清掃工場

千葉市美浜区新港 226-1、新港 225-24 他

（３）事業期間等

事業準備期間、乖離請求期間、運営期間及び事業期間は、以下のとおりとする。

① 事業準備期間：事業契約締結日から平成 23 年 3 月 31 日
② 乖離請求期間：平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日
③ 運営期間　　：平成 23 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日
④ 事業期間　　：事業契約締結日から平成 30 年 3 月 31 日

5　事業者選定の手続

（１）契約締結までの流れ

入札公告から契約締結に至るまでの流れは、図表 1 のとおりであり、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 10 の 2 の規定に基づく総合評価一般競争入札方式により受託者の選定を行う。

図表１　契約締結までの流れ

（２）契約締結までのスケジュール

契約締結に至るまでのスケジュール（予定）は図表２のとおりである。

ただし、千葉市の休日を定める条例（平成元年千葉市条例第１号）に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）には、受付等を行わない。

図表２　契約締結までのスケジュール（予定）

①	入札公告	平成 22 年 5 月 14 日（金）
②	募集要項（第一部）の公表・配布	平成 22 年 5 月 14 日（金）～ 平成 22 年 5 月 28 日（金）
③	募集要項(第一部)質疑の受付	平成 22 年 5 月 14 日（金）～ 平成 22 年 5 月 28 日（金）
④	資格審査質疑に対する回答	平成 22 年 6 月 4 日（金）
⑤	資格審査申請書の受付	平成 22 年 6 月 11 日（金）～ 平成 22 年 6 月 18 日（金）
⑥	募集要項（第一部）質疑に対する回答	平成 22 年 6 月 25 日（金）
⑦	資格審査結果の通知	平成 22 年 6 月 30 日（水）
⑧	募集要項（第二部）の送付	平成 22 年 6 月 30 日（水）
⑨	募集要項（第二部）質疑の受付	平成 22 年 6 月 30 日（水）～ 平成 22 年 7 月 14 日（水）
⑩	募集要項（第二部）質疑に対する回答	平成 22 年 7 月 30 日（金）
⑪	入札書類の提出	平成 22 年 8 月 30 日（月）
⑫	落札者の決定	平成 22 年 10 月上旬
⑬	契約詳細の詰め	平成 22 年 10 月上旬以降
⑭	基本契約の締結	平成 22 年 11 月 30 日（火）まで
⑮	事業契約締結	平成 22 年 12 月 28 日（火）まで

なお、上記スケジュール（予定）は応募者の応募資料提出の状況、審査委員会の審査の進捗状況等により変更する可能性がある。

（３）審査委員会の設置

市は、千葉市新港清掃工場長期責任委託審査委員会設置条例の規定に基づき、「千葉市新港清掃工場長期責任委託審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置する。

審査委員は、以下のとおりとする。

（敬称略）

立本　英機　　千葉大学名誉教授
河邊　安男　　（財）日本環境衛生センター理事　東日本支局環境工学部部長
栗原　英隆　　（社）全国都市清掃会議技術部長
佐藤　長英　　西村あさひ法律事務所弁護士
西本　右子　　神奈川大学理学部化学科准教授

6　募集要項（第一部）

（１）募集要項（第一部）の構成

募集要項（第一部）は以下の①～③の書類により構成される。これらの書類は応募資料を作成するにあたっての条件であり、契約締結時に契約関係当事者を拘束する条件となるものである。

①　入札説明書
②　要求水準書
③　様式集

（２）募集要項（第一部）の配布

募集要項（第一部）は、以下のとおり配布する。平成 22 年 5 月 14 日（金）から市のホームページでも公表する。

①　配布期間　：　平成 22 年 5 月 14 日(金)から 5 月 28 日(金)まで
②　配布時間　：　9 時から 17 時まで
③　配布場所　：　３（１）の担当部局

（３）募集要項（第一部）に関する質疑回答

①　質疑の受付

ア　受付期間　：　平成 22 年 5 月 14 日(金)から 5 月 28 日(金)17 時まで

イ　質疑の方法

募集要項（第一部）について質疑のある者は、「募集要項（第一部）に関する質疑書」（様式第一号①～③）に、その内容を簡潔に記載し、３（１）の担当部局の電子メールアドレス宛に送信すること。企業グループでの参加を予定しているものは、グループを代表する企業が取りまとめるものとする。電子メール送信にあたっては、表題は「募集要項（第一部）に関する質疑」とすること。原則として、持込み、郵送、ＦＡＸ、電話等による質疑は受付けない。

質疑受付の終了時刻に関しては受付場所における着信主義とし、受理しているかどうかの判断は担当部局が行い、受信確認後、担当部局から受信確認の電子メールを返信する。

② 質疑に対する回答

ア　回答日

（ア）資格審査質疑に対する回答日　　　：　平成 22 年 6 月 4 日（金）

（イ）資格審査以外の質疑に対する回答日：　平成 22 年 6 月 25 日（金）

イ　回答方法

市のホームページにて公表する。なお、本事業に直接関係するもののみ回答を行うものとし、すべての質疑に回答するとは限らない。

7　参加資格要件等

（1）応募者の構成

①　応募者は、本件施設の運営維持管理業務を実施する予定の単体企業（以下「応募企業」という。）又は複数の企業によって構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）とする。また、応募者は、応募企業又は応募グループを構成する企業（以下「構成企業」という。）が本事業の遂行上果たす役割等を明らかにするものとする。

②　応募企業又は構成員（構成企業のうち、特別目的会社に対し、出資を行う者をいう。以下同じ。）は、特別目的会社に出資を行い、特別目的会社を設立するものとする。

③　応募グループにあっては構成員から代表となる企業（以下「代表企業」という。）を定めるとともに、当該代表企業が応募手続を行うこととする。なお、応募企業が応募手続きを行うにあたっては、応募企業を代表企業とする。

④　応募者は、応募にあたり、応募企業、構成員又は協力会社（応募企業又は構成員以外の者で、事業開始後、特別目的会社から運営維持管理業務の一部を請負又は受託することを予定している者をいう。以下同じ。）を明らかにするものとする。なお、要求水準書の図表 6 に示す「受託者の業務内容」のうち、運転管理業務、主要な維持管理業務（点検、検査、補修）については、応募企業又は構成員が担当するものとする。

⑤　代表企業、構成員又は協力会社の変更は認めない。但し、特段の事情があると市が認めた場合は、この限りではない。

⑥　応募企業、構成員又は協力会社のいずれかが、他の応募企業、構成員又は協力会社とな

ることは認めない。

⑦　応募企業、構成員又は協力会社のいずれかと「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）」第 8 条第 3 項に規定する親会社及び子会社並びに同規則第 8 条第 5 項に規定する関連会社（以下これらを総称して「関係会社」という。）に該当する各企業は、それぞれ他の応募企業、構成員又は協力会社となることは認めない。

⑧　同一応募者が複数の提案を行うことは禁止する。

（２）応募者の参加資格要件

①　応募企業、構成員又は協力会社に共通の参加資格要件

応募企業、構成員又は協力会社は、以下の要件を満たすこととする。

ア）平成 21・22 年度千葉市物品等入札参加資格の審査を受け、資格を有すると認められている者であること。

イ）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

ウ）本事業の資格審査申請書等の提出日から落札者の決定の日までの期間に、千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領による指名停止措置等を受けている者でないこと。

エ）会社法（平成 17 年法律第 86 号、以下同じ。）施行前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条の規定による整理開始の申立て又は通告、会社法第 511 条に基づく特別精算開始の申立て、旧破産法（大正 11 年法律第 71 号）第 132 条又は第 133 条の規定による破産の申立て、破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条の規定による破産手続開始の申立て、旧和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条の規定による和議開始の申立て、旧会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）第 30 条の規定による更生手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者（但し、旧会社更生法又は会社更生法に基づく更生手続開始の決定日以降の日を審査基準日とする建設業法第 27 条の 23 第 1 項に規定する経営に関する客観的事項の審査を受け、その結果の通知を受けたものを除く。）でないこと。

オ）本事業に関する市のアドバイザー業務を受託した株式会社日本総合研究所及び同協力事務所である西村あさひ法律事務所と関係会社でないこと。

カ）廃棄物中間処理施設の運転管理に直接起因し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に基づく罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者でないこと。

キ）最近 1 年間の法人税、消費税、法人事業税又は法人市民税を滞納している者でないこと。

② 運転・維持管理業務にかかる実績等

本件施設の運転・維持管理業務の実施にあたり、応募者に求める実績等は以下のとおりである。応募グループで参加する場合は、以下の要件を満たす企業が応募グループ内の構成企業に含まれればよいものとする。

関連設備	実績等
焼却炉	・ 全連続燃焼式焼却炉（ストーカ式）の運転・維持管理業務の実績を有し、同施設での班長又はそれに次ぐ職務の経験者を各班に配置できる体制を有すること。 ・ 全連続燃焼式焼却炉（ストーカ式）のボイラ及び復水式タービン（2,000kW以上）の運転・維持管理業務（定期修繕を含む）の経験を有すること。 ・ バグフィルター、湿式洗浄、脱硝設備の各々の運転管理業務の実績を有すること。 ・ 余熱利用施設への蒸気供給に関する運転・維持管理業務の実績を有すること。 ・ 廃棄物の運搬業務の実績を有すること。
灰溶融炉	・ 灰溶融炉（プラズマ溶融方式）の運転・維持管理業務の実績を有し、運転・維持管理業務で班長又はそれに次ぐ職務の経験を持つ運転員を各班に配置できる体制を有すること。
ガスタービン	・ 1,000kW 以上の常用ガスタービンの運転・維持管理業務の実績を有すること。

※各々について、１年以上の実績及び原則１年以上の経験を有するものとする。

（３）参加資格の喪失等

① 参加資格確認基準日は資格確認申請書類受付期間の最終日とする。

② 応募者を構成する企業が、入札書類の提出までの間に（２）に掲げる資格を欠くこととなった場合は、原則として当該応募者の参加資格を取消す。但し、「（２）に掲げる資格を欠くこととなった企業以外の当該応募者の残存企業（以下「残存企業」という。）が、（２）に掲げる資格を欠くこととなった企業に代わる新たな企業を補充した上で新たに応募者を構成し、かつ、入札書類の提出日までに参加資格の確認申請手続を完了し、参加資格を得られた場合」、及び「新たな企業を補充しなくても参加資格を満たしていることを市が確認できた場合」に限り、入札手続を継続することができる。

③ 応募者を構成する企業が、入札書類の提出から落札者決定までの間に（２）に掲げる資格を欠くこととなった場合は、原則として当該応募者の参加資格を取消す。但し、残存企業が設立する予定の特別目的会社の事業能力を勘案し、新たな企業を補充しなくても契約締結後の事業運営に支障をきたさないと市が認めた場合に限り、当該応募者との契約手続を続行することができるものとする。

8　参加資格確認

市は、応募者の参加資格の確認を行うために資格審査を実施する。応募者は次に従って参加資

格確認の申請を行い、審査を受けるものとする。

（1）資格審査申請時の提出書類

資格確認申請書類は以下のとおりとする。なお、⑦～⑩については、資格審査後に行われる参考資料の配布・閲覧（９（３）に規定するもの）及び本件施設の視察（１０に規定するもの）を希望する場合に提出すること。

① 参加資格確認申請書（様式第二号）
② 応募者の構成（様式第三号①、②－１、②－２）
③ 委任状（代表企業に入札手続等を委任するもの）（様式第四号）
④ 運転・維持管理業務等の実績（様式第五号）
⑤ ④を証明する書類
⑥ 千葉市物品等競争入札参加資格審査結果通知書の写し（応募者を構成する企業すべてについて必要）
⑦ 過去３年間の財務諸表（応募者を構成する企業すべてについて必要）
⑧ 誓約書（様式第六号）
⑨ 参考資料の配布申込書（様式第七号）
⑩ 参考資料の閲覧申込書（様式第八号）
⑪ 本件施設の視察申込書（様式第九号）

（2）資格確認申請書類の提出

資格確認申請書類は、正本１部を以下のとおり持参すること。

① 受付期間 ： 平成 22 年 6 月 11 日（金）から 6 月 18 日（金）まで
② 受付時間 ： 9 時から 17 時まで
③ 受付場所 ： ３（１）の担当部局

（3）資格審査結果

資格審査結果は、平成 22 年 6 月 30 日（水）に書面（「参加資格審査結果通知書」）により代表企業に通知する。

9 募集要項（第二部）

（1）募集要項（第二部）の構成

募集要項（第二部）は以下の①～②の書類により構成される。これらの書類は入札書類を作成するにあたっての条件であり、契約締結時に契約関係当事者を拘束する条件となるものである。

①　基本契約書案
②　事業契約書案

（２）募集要項（第二部）の交付方法

募集要項（第二部）については、資格審査の結果、参加資格が認められた応募者（以下「参加資格者」という。）の代表企業に対して、８　（３）　に示す通知とともに送付する。

（３）参考資料の配布・閲覧

参加資格者に対して、別紙１に示す参考資料を以下のとおり配布するとともに、閲覧を認めるものとする。なお、申込みについては、資格確認申請書類提出時に行うこと。申込みを行った参加資格者の代表企業に対し、８（３）に示す通知とともに「参考資料配布・閲覧案内」を送付する。

①　配布・閲覧日　：　「参考資料配布・閲覧案内」に記載
（平成 22 年 6 月 30 日（水）から 7 月 14 日（水）までの期間において、申込希望日を参考に調整し、指定する。閲覧は原則 1 日とする。）
②　配布・閲覧時間　：　9 時から 17 時まで
③　配布・閲覧場所　：　３（２）の現地事務所
④　閲覧にあたっての注意事項　：　「参考資料配布・閲覧案内」に記載

（４）募集要項（第二部）に関する質疑回答

①　質疑の受付
ア　受付期間　：　平成 22 年 6 月 30 日（水）から 7 月 14 日（水）17 時まで
イ　質疑の方法

募集要項（第二部）について質疑のある参加資格者は、代表企業が取りまとめて、「募集要項（第二部）に関する質疑書」（様式第十号①～②）に、その内容を簡潔に記載し、３（１）の担当部局の電子メールアドレス宛に送信すること。送信にあたっては、表題は「募集要項（第二部）に関する質疑」とすること。原則として、持込み、郵送、ＦＡＸ、電話等による質疑は受付けない。

質疑受付の終了時刻に関しては受付場所における着信主義とし、受理しているかどうかの判断は担当部局が行い、受信確認後、担当部局から受信確認の電子メールを返信する。

なお、参考資料に関する質問は、原則受付けないものとする。

②　質疑に対する回答
ア　回答日　：　平成 22 年 7 月 30 日（金）
イ　回答方法

代表企業宛に電子メールにて回答する。なお、本事業に直接関係するもののみ回答を

行うものとし、すべての質疑に回答するとは限らない。

10　本件施設の視察

参加資格者は、本件施設の視察を行うことができる。なお、申込みについては、資格確認申請書類提出時に行うこと。申込みを行った参加資格者の代表企業に対し、８（３）に示す通知とともに「施設視察案内」を送付する。

① 視察日　：　「施設視察案内」に記載
（平成 22 年 7 月 1 日（木）から平成 22 年 7 月 14 日（水）までの期間において、申込希望日を参考に調整し、指定する。視察は原則 1 日とする。）
② 集合時間　：　「施設視察案内」に記載
③ 集合場所　：　３（２）の現地事務所
④ 視察方法　：　視察は参加資格者ごとに行う。視察人数は５名までとする。

11　入札書類の提出

（１）入札書類の構成

参加資格者は入札書及び本事業に対する提案内容を記載した提案書類（以下総称して「入札書類」という。）を提出する。（入札書類を提出した参加資格者を「入札参加者」という。）入札書類の構成は以下のとおりとする。

① 入札書（様式第十一号）
② 委任状（代理人が入札する場合）（様式第十二号）
③ 誓約書（様式第十三号）
④ 技術提案書（様式第十四号①～⑨、別添「要求水準書適合状況表」）
⑤ 事業計画書（様式第十五号①～⑧）

（２）入札書類の提出

（１）に示す入札書類のうち、①②③については 1 部を、④⑤については、各々正本 1 部、副本 17 部、CD-R 3 部を、以下のとおり持参すること。なお、①は封筒に入れ封緘し、封筒に代表企業名を記載すること。④⑤はそれぞれ綴じること。

郵送する場合は書留郵便又は配達記録郵便とし、平成 22 年 8 月 27 日（金）の 17 時までに受付場所に必着とする。電送によるものは受付けない。

① 受付日　：　平成 22 年 8 月 30 日（月）
② 受付時間　：　9 時から 14 時まで

③　受付場所　：　３（１）の担当部局

④　注意事項

CD-R には、（１）の④⑤のうち、電子データで提出が可能なものを格納すること。

CD-R への格納の条件は次のとおりとする。

・CD-R　：　Windows フォーマット

・使用アプリケーション　：　Microsoft　Word97 以降・Excel97 以降

（３）入札の辞退

参加資格者は、いつでも入札を辞退することができる。辞退する場合は、できるだけ早い段階で「入札辞退届」（様式第十六号）を３（１）の担当部局に持参すること。

（４）入札の無効

以下のいずれかに該当する場合は無効とする。

①　入札に参加する資格がない者がした入札

②　委任状を持参しない代理人のした入札

③　資格確認申請書類その他の一切の書類に虚偽の記載をした者の入札

④　入札書類の記載事項が不明なもの又は入札書類に記名押印のないもの

⑤　入札書類が不足しているもの

⑥　他人の代理を兼ね、2 通以上の入札をした入札

⑦　入札書の金額を改ざんし、又は訂正したもの

⑧　一定の金額で価格を表示していないもの

⑨　入札について不正な行為があったとき

⑩　予定価格を超える金額で入札したもの

⑪　その他入札に関する条件に違反したとき

（５）入札にあたっての留意事項

入札にあたっては、入札参加者は「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号)」に抵触する行為を行ってはならない。また、公正に入札を執行できないと認められる場合又はそのおそれがある場合は、市は、当該入札参加者を入札に参加させず又は入札の執行を延期又は取りやめることがある。なお、後日、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとることもある。

また、その他、市が必要と認めたときは、入札手続きを延期、中止、又は取消すことがある。

（６）入札書類の修正等の禁止

入札書類の提出後の修正、差替え、再提出又は撤回をすることは認めない。但し、この規定は審査の過程において、市がこれらの書類の明瞭化作業を行うことを妨げない。

（7）その他

市は、入札書類の提出があった時点で、入札参加者の名称等を公表することができるものとする。

12 落札者の決定等

（1）審査及び落札者決定方法

別紙２に示す「落札者決定基準」に基づき、以下により審査を行い落札者が決定される。

① 形式審査

提出された入札書類について、審査委員会において以下のとおり形式審査を行う。

（ア）必要な書類がそろっているか
（イ）書類間で整合しているか
（ウ）要求水準を満たした技術提案がなされているか
（エ）技術提案と入札価格内訳が整合しているか
（オ）事業契約書案を遵守しているか
（カ）事業計画書がコストや収益等の点において妥当か

② 非価格要素審査

①の形式審査を通過した入札参加者（以下「最終審査対象者」という。）を対象に、非価格要素について審査委員会において審査を行い、非価格要素点を決定する。非価格要素審査時には、最終審査対象者に対するヒアリングを予定している。

③ 開札

（ア）日時：平成 22 年 8 月 30 日（月）　15 時 30 分
（イ）場所：千葉中央コミュニティセンター８階　８７会議室

開札は入札参加者又はその代理人立会いのもとで行うものとし、入札参加者又はその代理人が開札に立会わないときは、当該入札事務に関係のない市の職員を立会わせる。

開札結果は入札の有効・無効のみを発表する。

④ 予定価格

市は予定価格を以下のとおり設定する。

予定価格　１２，３６０，０００，０００円　（消費税及び地方消費税の額を除く）

⑤　価格審査

④に示す予定価格を超過していない最終審査対象者の入札価格について、落札者決定基準により価格点を算出する。

⑥　総合評価

⑤で算出した価格点と②で決定した非価格要素点から落札者決定基準により審査委員会において総合評価点を算定し、総合評価点の最も高い者を選定する。

なお、総合評価点の最も高い者が２者以上あるときは、当該者にくじを引かせて順位を決定する。当該者のうちくじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係ない市職員が代わりにくじを引き、順位を決定する。

⑦　落札者の決定

市は審査委員会の審査をもとに「落札者」を決定する。

（２）審査結果の通知

審査結果は、入札参加者に対して文書で通知する。

（３）審査結果の公表

審査結果については、審査結果通知後すみやかに、市のホームページにて公表する。

（４）落札者決定後の手続

①　基本契約の締結

市と落札者は、落札後、基本契約を締結する。

②　特別目的会社の設立

落札者は、本件施設の運営維持管理業務を担当させるために、事業会社たる特別目的会社（以下「本件会社」という。）を会社法（平成 17 年法律第 86 号）に定める株式会社として適法に設立すること。

本件会社の設立及び運営に関し、次の各号に定める事項を満たすこと。

（ア）　本件会社の本店住所地を千葉県千葉市とすること。

（イ）　本件会社の担当する業務は、本件施設の運営維持管理業務とすること。

（ウ）　落札者が応募企業の場合は、株式保有割合が、設立時から事業期間を通じて 100 分の 100 とすること、又は落札者が応募グループの場合は、代表企業の株式保有割合が、設立時から事業期間を通じて 100 分の 50 を超えるものとすること。かつ、代表企業が本件会社の株主総会における全議決権の 2 分の 1 を超える議決権を保有すること。

（エ）　本件会社の資本金額は金 2,000 万円以上とし、事業期間を通じてこれを維持する

こと。

（オ）　本件会社は、会社法（平成 17 年法律第 86 号）の定めに従い、会計監査人を置く株式会社として設立しかつ存続すること。

（カ）　事業契約上の市の本件会社に対する業務履行請求権を担保するため、本件会社の株式の上に、市のために第一順位の根質権を設定し、当該第一順位株式根質権の設定の対抗要件を具備するために必要な措置をとるほかは、本件会社の株主は、原則として事業契約が終了するまで本件会社の株式を保有することとし、市の事前の書面による承諾なくして本件会社の株式の譲渡、これに対する担保権の設定その他の処分を行わないこと。

（キ）　株主は、本件会社が債務超過に陥った場合、又は資金繰りの困難に直面した場合には、連帯して本件会社への追加出資又は劣後融資その他の本件会社に対する財政的支援措置を講じること。その他適切な支援措置を講ずることにより、本件会社が本事業における果たすべき債務を履行できるように努力をすること。

（ク）　本件会社について、運営維持管理業務を実施するための人員を確保すること。

③　契約詳細の協議

市と落札者は事業契約の締結のために契約詳細の詰めを実施するものとする。なお、契約詳細の詰めは、事業契約書案の詳細の詰めを行うものであり、募集要項に規定された内容及び条件の変更は行わない。

④　契約の締結

市は、本件会社と千葉市新港清掃工場長期責任型運営維持管理事業にかかる事業契約を締結する。事業契約の締結をもって、落札者を受託者とする。

⑤　その他

落札者が事業契約を締結しない場合は、最終審査対象者の中から１２（１）⑥の総合評価における順位付けの高い者から順に契約協議を行い、（ア）落札金額又は（イ）契約協議の相手方である当該最終審査対象者の提示した入札金額のいずれか低い金額の制限内で、かつ、履行期限を除くほか最初競争入札に付するときに定めた条件の範囲内にて、随意契約を行うことができる。

13　入札保証金、契約保証金

（1）入札保証金

免除とする。ただし、落札者が正当な理由なく契約を締結しないときは、千葉市契約規則第8条第2項に規定する違約金を徴収するものとする。

（２）契約保証金

受託者は、５億５千万円の契約保証金又はこれに代わる保証等の担保を市に納める。

14 その他

（１）審査結果についての説明請求

参加資格が認められなかったもの及び落札者とならなかったものは、その理由について市に対して説明を求めることができる。

① 説明請求の期日等

審査結果についての説明を求める場合には、市が審査結果を通知した日の翌日から起算して 10 日以内（期間中の市の休日を除く。）に３（１）の担当部局へ書面（書式は自由）を提出することにより、説明請求を行うものとする。郵送（書留郵便又は配達記録郵便に限る。）又は持参によるものとし、持参の場合は 9 時から 17 時までとする。

② 説明請求に対する回答

説明を求めたものに対する回答は、説明請求を受けた日の翌日から起算して 7 日以内（期間中の市の休日を除く。）に書面により行う。

（２）費用負担

本件入札説明書による上記すべての手続に関しては、応募者は自らの責任と費用負担によりこれを行う。

（３）使用言語等

本件入札説明書に関するすべての意思疎通は書面によるものとし、用いる言語は日本語とする。また入札書類、質疑、審査等における通貨は円、単位はメートル法とする。本入札説明書に関して用いる日時は、日本標準時とする。

別紙１　参考資料

（１）配布資料

以下の資料については、参加資格者に対して配布する。

① フローシート
② 機器配置図
③ 発注仕様書
④ 事業費履歴
⑤ 清掃事業概要

（２）閲覧資料

以下の資料については、参加資格者に対して閲覧を認める。

① 竣工図
② 総合取扱説明書
③ 単体取扱説明書
④ 引渡性能試験結果報告書
⑤ 試運転報告書
⑥ 完成仕様書
⑦ 予備品消耗品用具リスト
⑧ 潤滑油脂リスト
⑨ 机上教育資料
⑩ 運転データ
⑪ 精密機能検査報告書
⑫ 過去の修繕費データ
⑬ 計画修繕対象の図面等
⑭ 電力及び熱（蒸気）の供給条件
⑮ 自家用電気工作物保安規程
⑯ ごみ質分析結果
⑰ ダイオキシン作業環境測定
⑱ 保証期間満了性能確認試験結果報告書
⑲ 千葉市震災廃棄物処理業務実施マニュアル

別紙２　落札者決定基準

１　総合評価の方法

　予定価格を超過していない最終審査対象者について、「価格点」と「非価格要素点」の合計によって「総合評価点」を算出し、総合評価点が最も高い者を、落札者とする。

総合評価点　＝　価格点　＋　非価格要素点

　総合評価点は 100 点を満点とする。
　価格点と非価格要素点の比率は、30：70 とする。

２　価格点の算出方法

　各最終審査対象者の入札価格について、以下の算式に基づいて価格点を算出する。
　点数は、少数点以下第 2 位を四捨五入した値とする。

（価格点）＝{ 30 点×（(予定価格－入札価格）／（予定価格－最低価格)） ＋30 点×（最低価格／入札価格）}×1／2

　（最低価格：各最終審査対象者の入札価格のうち最も低い価格）

（例）予定価格 10,000 百万円、Ａ社入札価格 9,000 百万円、最低価格 8,000 百万円の場合

　Ａ社の価格点＝{ 30 点×（(10,000－9,000）／（10,000－8,000)）
＋30 点×(8,000／9,000) }×1／2＝20.8 点

３　非価格要素点の算出方法

（１）評価項目と配点

非価格要素の評価項目及び配点は以下のとおりとする。

評価項目	評価の視点	配点
運営維持管理体制	・ 本件施設を構成する焼却設備、発電設備、灰溶融設備及び熱供給設備等を安定的・効率的・一体的に統制することが可能な運営体制 ・ 個別設備の安定稼働が確保可能な維持管理体制 ・ セルフモニタリングの実施体制	20
運転管理業務	・ 運転管理計画に関する提案 ・ 円滑な業務の引継を受けるための提案 ・ 事業期間終了後の運転管理業務の引継方法に関する提案	15
維持管理業務	・ 維持管理・補修計画に関する提案 ・ 事業期間における調達を円滑に行うための提案（特定部品、ユーティリティ等） ・ 事業期間終了後 1 年にわたる性能維持に関する提案	15
リスクへの 対応能力	・ ごみ質変化への対応 ・ 非常時における運転管理体制、対策、対応マニュアル ・ 事業期間における SPC の持続的な経営を担保するための方策（業務履行能力の確保策、財務面での安定性）	15
環境への 配慮	・ 環境に関する提案（環境保全、再資源化の促進、エネルギーの有効活用　等）	5
	合　　　　計	70

（２）点数化方法

各最終審査対象者の提案内容について、（１）の各項目に関して表 2 に示す「評価点の付与の考え方」に基づいて評価を行い、評価点を算出する。

点数は、少数点以下第 2 位を四捨五入した値とする。

表 2　評価点の付与の考え方

	判断基準	評価点の算出方法
A	高い効果が期待できる	配点×100　％
B	効果が期待できる	配点× 75　％
C	普通	配点× 50　％
D	やや不安な点がある	配点× 25　％
E	不安がある	配点×　0　％

※提案内容により、各判断基準の中間の評価（例：A と B の中間となる B+）を行う場合もある。

（３）非価格要素点の点数化方法

非価格要素点の点数化は、以下の算式に基づいて行う。

（非価格要素点）＝（非価格要素の得点／応募者内での非価格要素の最高得点）×70.0 点

（例）応募者Ａの非価格要素の得点 42.0 点、応募者内での非価格要素の最高得点 49.0 点の場合

◆応募者Ａの非価格要素点＝（42.0 点／49.0 点）×70.0 点＝60.0 点

４　総合評価点の算出方法

価格点と非価格要素点から 1 に示す算式に基づき、総合評価点を算出する。

（例）Ａ社の価格点が 20.8 点、非価格要素点が 60 点の場合

Ａ社の総合評価点＝価格点＋非価格要素点

＝20.8 点＋60 点＝80.8 点